

# 2024 年度実務訓練実施要項

## 1. 目的

社会との密接な接触を通じて、指導的技術者として必要な人間性の陶冶を図るとともに、実践的技術感覚を体得させる。

## 2. 実施時期及び期間

2025年1月6日（月）から2月21日（金）の期間中32日間とする。なお、開始日及び終了日については、実務訓練機関が設定する。

## 3. 修得単位

6単位必修

## 4. 実務訓練の内容

- (1) 実務訓練は、実務訓練説明会等の事前研修、実務訓練機関における実習、本学における報告からなり、指導教員の評価を受けることで完結する。
- (2) 実務訓練機関における実習は、学部第4年次学生が従事できる実務のうち、実務訓練の目的にふさわしい業務とする。
- (3) 実習は、職場勤務のみ、リモートワークのみ、または両者併用による形態により行う。

## 5. 実務訓練機関

企業等の法人又は国若しくは地方公共団体の機関  
(国内の大学（附置研究所を含む）へは派遣しない)

## 6. 実施のための組織

実務訓練実施に必要な具体的事項を取り扱うため、実務訓練実施委員会を設け、全学的調整を図って推進する。

## 7. 指導

- (1) 本学の指導教員は、実務訓練実施委員会の実施方針に基づき、実務訓練機関並びに実務訓練指導責任者と、訓練期間中訓練内容及び訓練状況の連絡に当たるとともに、学生の訓練状況を調査し、その結果を「実務訓練調査書」にまとめ、実務訓練実施委員会に報告する。訓練状況の調査には、指導教員または代理の教員が実務訓練機関に赴いて行う。
- (2) 学長は、実務訓練中の現場での指導のため、実務訓練機関の承諾を得て、「実務訓練指導責任者」を委嘱する。実務訓練指導責任者は、実務訓練終了後に指導結果を「実務訓練評定書」にまとめ、指導教員に提出する。
- (3) 学生は、1か月ごとに「実務訓練報告書」を作成し、実務訓練指導責任者の検印を受けて、本学指導教員に提出する。

## 8. 成績の評価

指導教員は、「実務訓練評定書」、「実務訓練報告書」及び「実務訓練調査書」、並びに訓練期間後に本学において行う報告の結果に基づき、成績の評価を行う。

## 9. その他

この要項に定めるもののほか、実務訓練の実施に関し、必要な事項については、別に定める。